2007.09.26 於:コミュニティセンター葉山東大ホール 栗東ニューハイツ自治会「地域環境を守る特別委員会」主催 「RD 問題解決に向けて みんなの知恵を結集!」地元住民集会

RD処分場問題を巡る現状と課題~市民が目指すべき方向~

R D 処分場対策委員会委員 梶山正三、早川洋行、池田こみち

1.RD最終処分場の現状認識

現 状: これまでの県及び市による処分場内部及び周辺調査の結果から、事業者による違法な廃棄物の処分の実態が明らかになっており、処分場内はもとより、周辺環境(土壌、地下水、表流水等)にすでに各種の有害物質の浸出・漏出・拡散が見られている。また、今後も長期に亘り汚染が顕在化し広がる可能性もある。

事業者:経営破綻し、管財人が管理している状態であり、早く処分場を手放したい(譲渡したい)と考えている。従業員の証言などによると、相当程度の違法な処分を過去に行ったことを認めている。

県行政:県は嘉田知事の公約に基づき、来年度から具体的な対策に着手するため、検 討委員会を設置し、 処分場からの環境影響(生活環境上の支障)の特定とそ れを踏まえた対策工法の検討を進めて いる。年内には工法を決定し、予算措 置を行った上で、来年度から着手したい意向。また、県 の責任を検証するための委員会も設置した。対策の検討を急ぎながら、県の責任については、依 然として明確に認めていない。

市行政:市独自の委員会を設置し、検討を行うと共に、県と連携しながら処分場周辺の環境調査を実施し データも蓄積している。

住 民:複数の市民グループが存在し、栗東市や滋賀県に対して各種の働きかけや運 動を展開しているが、今後の方向について統一的な意向は示されておらず、認識に若干のずれも見られる。

2.これからの問題と今後の対策についての私たちからの提案

2-1 処分場をどうしたいのか。

県:「産廃特措法」の適用を受け、県の支出を最低限に抑えつつ、「生活環境上の支障」を除去し、汚染の拡大を防ぎたい。跡地の利用については、特に考えていない。対策をしても処分場は処分場という認識。

市:不明

市民:ビオトープや森林公園とする提案も出されるなど、処分場が市民にとって利用価値のある土地となることが望まれている。しかし、市民の意向が集約されていない段階であり、市民的な議論や方向性の統一が必要である。

これまでの各種調査結果から、汚染(ダイオキシン類、水銀、砒素、揮発性有機化合物類等)が存在していること、周辺にも及んでいることは明白である。市民の立場としては、「生活環境上の支障」についてさらに限定したり、特定することよりも、処分場の存在そのものが市民生活にとって「安心・安全」なものとなるような措置を早急に講じてほしいという要望が強い。その一方で、将来にわたり安全・安心を確保するため、必要な調査、モニタリングの継続は不可欠となる。

2-2 処分場の所有権はどうするのか。

事業者(管財人)は無償で処分場の土地を譲渡したいと考えているが、県は現時点で処分場を所有する意

思がない。

県・市ともこれまで、各種調査や検討委員会のために膨大な支出をしており、さらに来年度からは予算措置を講じて対策工事に着手しようとしている。

最終的に県あるいは市の所有とならない土地(処分場)に対して、公費(国の補助金も含め)を投じて対策を講じることは公費の支出として適切とは言えない。

早急に県・市が協議して処分場の所有権を確保し、公費を投じて現状の不安を解消し、利用価値のある土地に再生させていくというスタンスを明らかにすべきである。

中途半端な支障除去対策のまま、所有権が他の民間事業者や個人に移った場合には、将来的な汚染に対する管理責任に不安が残る。

2-3 **これからの問題、対策工の具体化とその方法**(詳細は提案書をご参照下さい)

(1)焼却炉の撤去と費用負担

倒壊や汚染物質の飛散等への不安も大きいことから、早急な対策が求められている。

本来は、事業者が負担して撤去すべきであるが、すでに負担能力はないため、 破産財団にやらせる、 県知事名で、「解体撤去」の措置命令を出し、そのうえで、行政代執行により、県の費用で解体撤去した上で、費用償還請求権を破産財団に対して届け出る、といった対応を早急に進める必要がある。 規模が小さいため、類似の事例では 3,000 万円程度との見方もあるが、費用積算を行う必要がある。

(2)緊急対策と恒久対策

これまでに明らかになった汚染の状況から考えて、RD 最終処分場に埋め立てられた廃棄物は**全量撤去** を前提に対策を講じることが不可欠である。

緊急対策

目的:地下水への汚染の流入・浸出を早急に食い止め、飲料水源や農業用水の安全を確保する。

Step- 1:しゃ水壁工法

処分場から周辺への汚染の流出・浸出・漏出を防ぐため、処分場の周囲にしゃ水壁を設置する。 鋼矢板によるしゃ水は到底信頼できるものではないため、よりましな方法として、ソイルセメント 又はRCコンクリートによる連続壁工法を検討する。

Step-2;上部の被覆と表面流出水の処理

処分場に降る雨が浸透し、汚染が浸出することを防ぐため、処分場の上部表面をすべてアスファルトにより被覆し、雨を遮断する。

Step- 3 :発生ガス対策

各ブロックごとに発生ガスの有無・程度をスクリーニング的に調べる。方法としては、重機による試し堀り(トレンチ掘削)、上部空気のローボリュームサンプラーによる採取分析、リアルタイム携帯型検知器(TVOC などに関しては、PID 原理による感度の優れたものが市販されている。いわゆる臭いセンサーなども使用可能)などの併用が考えられる。場合により精密分析を行い、必要な地点にガス抜き・集気・ガス処理設備を設置する。

Step-4:外周側溝の敷設

掘削工事中に発生する汚水や表流水を効率的に集めて処理するための側溝を設置する。

Step-5:モニタリングの準備

作業中、作業後の地下水、周辺大気等をモニタリングするための計画の立案等の準備。

恒久対策

目的:処分場内の汚染廃棄物を順次除去し、マサ土などを入れて浄化するとともに、環 境の回復を図る。

Step-6:全量撤去に向けた区画の設定と遮断壁の設置

処分場内をいくつかの区画に区切り、ソイルセメントなどで遮断壁を設置する。その上で、区画ごとに掘削し、内部の状況を確認しながら、汚染廃棄物等を除去しマサ土などで埋め戻す。

掘り出した廃棄物については、その都度、廃棄物処理法に準じた分析を行い、結果に応じて管理型 処分場や遮断型処分場に処分する。

Step-7:モニタリングと水処理について

- ・全周しゃ水壁の内外部における地下水モニタリングは必要である。
- ・掘削除去中に発生した汚水については、量的にそれほど大量とは考えにくいので、原則としてポンプで揚水してローリーで運搬し、産業廃棄物として処理すれば足りるのではないか。この点は、水処理施設を現地に設置することとの比較検討が必要である。
- ・被覆工の表面流出水については、モニタリングは不要と考えられるが、その点のチェックは必要である。

3.その他の問題

3-1 特措法と原状回復基金制度の活用

産廃特措法と原状回復基金制度とは、平成 10 年 6 月 17 日前か、それ以降かによって棲み分けをしている。本件では、その両者にまたがる不法投棄(かつ不適正処理)事例なので、両者の制度の利用を視野におくべきである。

3-2 再度の現地視察と対策工法の確認

緊急対策の基本的な方針を固める前に、委員会としても再度の現地視察により、現場確認の必要があるのではないか。対策工法を意識しての現場視察は重要である。

3-3対策工事の費用について

この提案では「費用の概算見積」を応用地質などに検討させる必要がある。その上で、改めて委員会で 検討を行うことが有益であると考える。

4.最後に 県当局」に対する注文と戦略

4-1 対策委員会 役割が不明確 (県の意向の追認機関か)

日程調整について配慮が欠けている。

検討委員会と言いながら、事務局との質疑応答となっていおり、委員相互の意見交換や議論をする時間が 確保できていない。

委員長の仕切に一方的な面がある。

事務局による資料の説明が長すぎて議論の時間が取れない。

委員でありながら、ほとんど発言しない委員が多い。

4-2 専門部会の審議内容

専門部会の位置づけが不明確。

専門部会と対策委員会の役割が不明確。議論が蒸し返しになって時間が無駄になっている。

専門部会での議論の説明は専門部会長が責任を持って行うべきではないか。

4-3 検証委員会

議論の内容が検討委員会に報告されていない。

対策を検討する上で、県の責任が明らかにされていないのは問題である。

土地所有の問題とも密接に関連していることから、まずは県の責任について明らかにし、県知事が認める ことが必要ではないか。